

社会福祉法人四恩会 ホームページ運営規程

(目的)

第1条 情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的として『社会福祉法人四恩会ホームページ』を有効、適切に運営するため、本規程を定める。

(運営方針)

第2条 社会福祉法人四恩会ホームページにおいて提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第59条等が求める情報公開内容を満たすものとする。そのため、社会福祉法人四恩会の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族への活発な情報提供を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に充分努めるものとする。

(掲載内容)

第3条 以下の内容を基本として、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る。

(1) 法人情報

[例・定款に定める目的及び事業、役員・評議員、収支状況等]

(2) 法人の運営する施設及び事業所の概要

[例・利用状況、事業案内、重要事項説明書]

(3) 法人全体の情報公開・求人情報

[例・県届出関係、各種監査及び第三者評価結果、施設事業所の求人概要等]

(4) 法人全体の実施するイベント・セミナー等の周知案内

[例・施設事業所の地域交流行事等]

(5) 法人全体の事業に対する苦情対応等

[例・①事業に対する苦情対応規程②個人情報保護規程③情報公開規程及び各申出様式の掲示]

(6) 福祉サービス利用者、一般を対象にする福祉サービスに関する情報

(運営・管理体制)

第4条

(1) 運営・管理者は法人事務局長とし、所管する部署は法人事務局とする。

(2) 運営・管理に関するルール等は、必要に応じて法人事務局会議にて協議を行う。

また、必要に応じて施設事業所との連絡調整を通じ、意見及び情報交換を行う。

(運営・管理に関する個別事項)

第5条

(1) 情報の作成及び更新

① 実施する事業の概要、セミナー等の周知等については、当該事業の担当部署にて、あらかじめ定められたホームページ更新伺書(別紙)を用いて原稿を作成する。施設事業所ホームページ担当は、施設長管理者の決裁を経て事務局ホームページ担当者に原稿を転送し、最終的に理事長の決裁を経て法人事務局担当者がホームページに掲載する。

② 期限の切れた情報の削除は、法人事務局ホームページ担当が行う。

(禁止行為)

第6条 本ホームページにおいて次の行為を禁止する。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 第三者の人権を侵害する行為

(3) 第三者の知的財産を侵害する行為

(4) 第三者に迷惑又は損害を与える行為

(5) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為

(6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為

(7) その他社会福祉法人四恩会のネットワークの正常な運営を妨げる行為

付 則

この規程は、令和元年10月 1日から施行する。